

令和5年8月17日

令和5年度第2回柏市国民健康保険運営協議会資料

# 令和6年度以降の国保運営について①

---

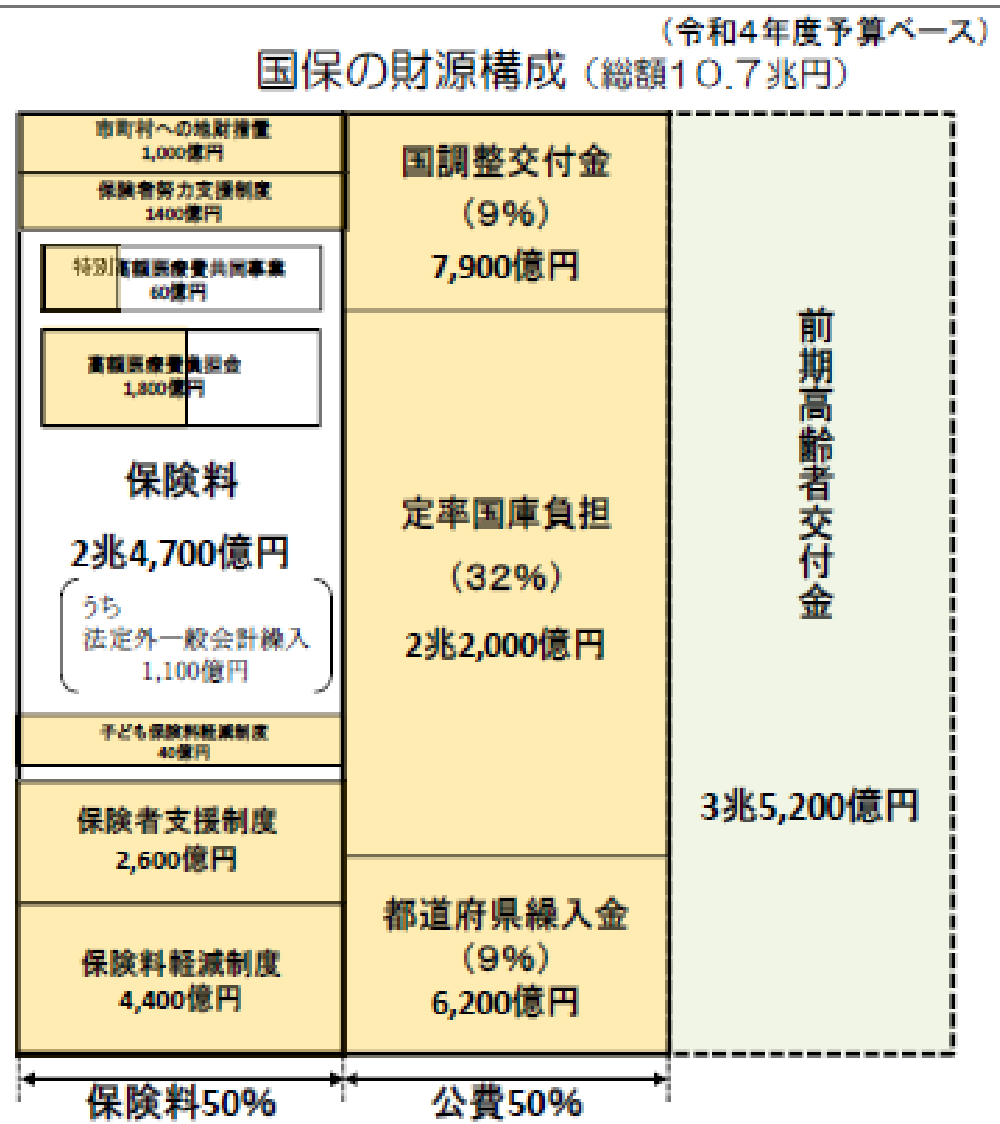
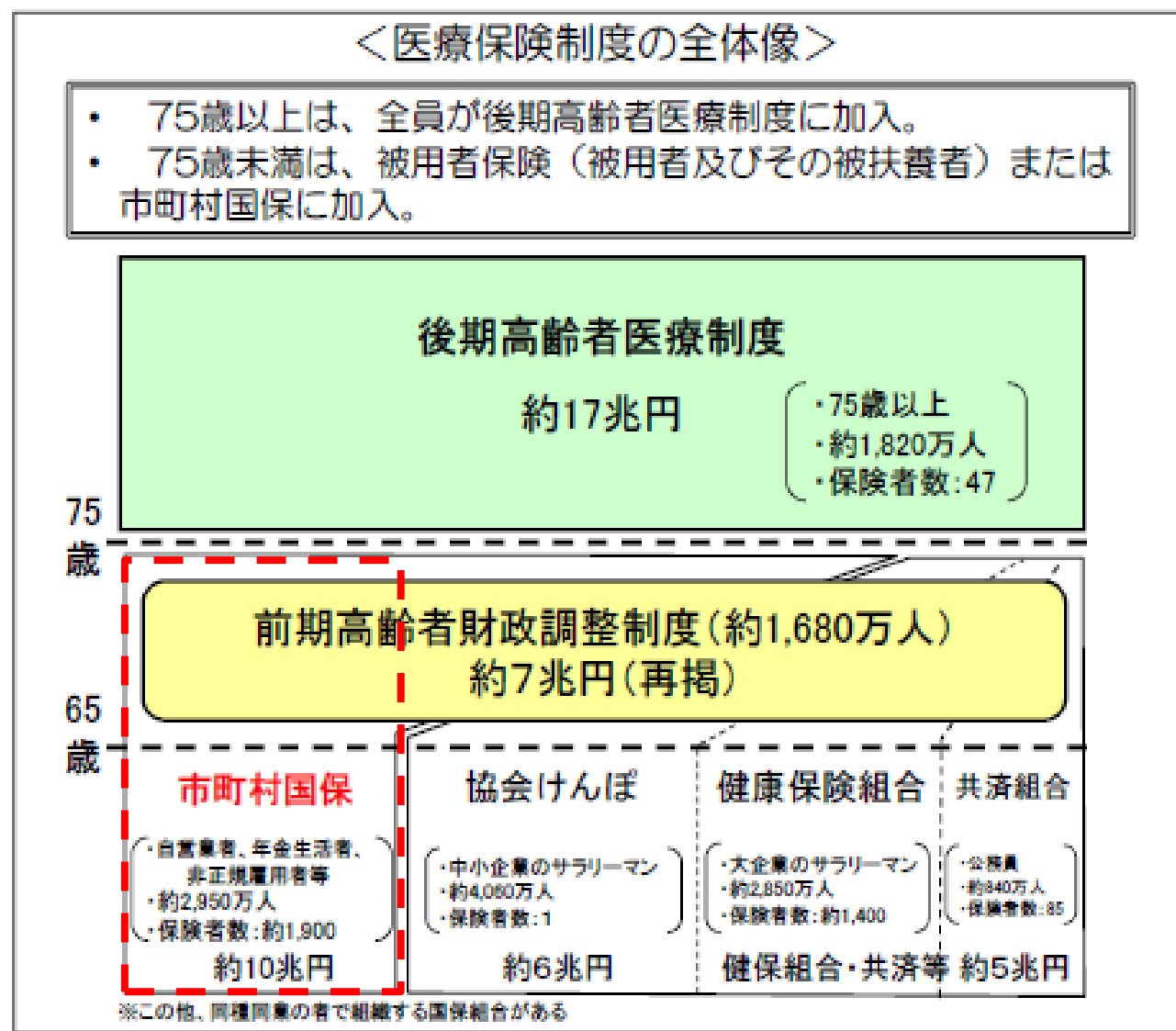
柏市健康医療部保険年金課



# 目次

国保制度	1 -1. 医療保険の体系と国保の財政構成	P3	被保険者 ・納付金 の状況	5. 【柏市】納付金の推移	P12
	1 -2. 各保険者の比較	P4		6. 【全国】一人当たり医療費の推移 (年齢区分別)	P13
	2 -1. 国民健康保険の都道府県単位化	P5		7 -1. 【柏市】被保険者数の推移(推計)	P14
	2 -2. 国・県の国民健康保険の運営に関する方針	P6		7 -2. 柏市の将来人口と国民健康保険被保険者の 構成(推計)	P15
	2 -3. 納付金算定から市町村標準保険料率算出 までの概要	P7		8 -1. 【柏市】標準保険料の推移	P16
保険料	3 -1. 医療費の財源構成概要	P8	8 -2. 一人当たりの標準保険料との乖離状況	P17	
	3 -2. 後期高齢者医療制度の財源構成概要	P9	9. 【柏市】保険料率を据え置いた場合の 将来推計	P18	
	3 -3. 介護保険制度の財源構成概要	P10			
被保険者 ・納付金 の状況	4. 【柏市】令和5年度国民健康保険特別会計予算 までの概要	P11	10. まとめ	P19	

# 1-1. 医療保険の体系と国保の財源構成



【出典】厚生労働省資料 (柏市一部加工)

# 1-2. 各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (令和2年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和2年3月末)	2,660万人 (1,733万世帯)	4,044万人 〔被保険者2,479万人 被扶養者1,565万人〕	2,884万人 〔被保険者1,635万人 被扶養者1,249万人〕	854万人 〔被保険者456万人 被扶養者398万人〕	1,803万人
加入者平均年齢 (令和元年度)	53.6歳	38.1歳	35.2歳	32.9歳	82.5歳
65～74歳の割合 (令和元年度)	43.6%	7.7%	3.4%	1.4%	1.7%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和元年度)	37.9万円	18.6万円	16.4万円	16.3万円	95.4万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和元年度)	86万円 〔一世帯当たり 133万円〕	159万円 〔一世帯当たり(※3) 260万円〕	227万円 〔一世帯当たり(※3) 400万円〕	248万円 〔一世帯当たり(※3) 462万円〕	86万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和元年度)(※4) 〈事業主負担込〉	8.9万円 〔一世帯当たり 13.8万円〕	11.9万円 <23.8万円> 〔被保険者一人当たり 19.5万円 <38.9万円>〕	13.2万円 <28.9万円> 〔被保険者一人当たり 23.2万円 <50.8万円>〕	14.4万円 <28.8万円> 〔被保険者一人当たり 26.8万円 <53.6万円>〕	7.2万円
保険料負担率	10.3%	7.5%	5.8%	5.8%	8.4%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和4年度予算ベース)	4兆3,034億円 (国3兆1,115億円)	1兆2,360億円 (全額国費)	725億円 (全額国費)		8兆5,885億円 (国5兆4,653億円)

国保の平均保険料は比較的低いものの、加入者の平均所得が低いため、保険料負担感是他保険に比較して高い状況にある。

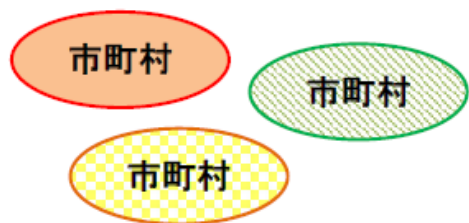
(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。  
(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)  
協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。  
(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。  
(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。  
(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

【出典】厚生労働省 令和4年11月17日 第158回社会保障審議会医療保険部会 参考資料1 (柏市一部加工)

# 2-1. 国民健康保険の都道府県単位化

平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化し、都道府県が財政運営責任を担うこととなった。  
 都道府県の財源として市町村からの「納付金」があり、県への納付金については市の保険料等により納付する必要がある。

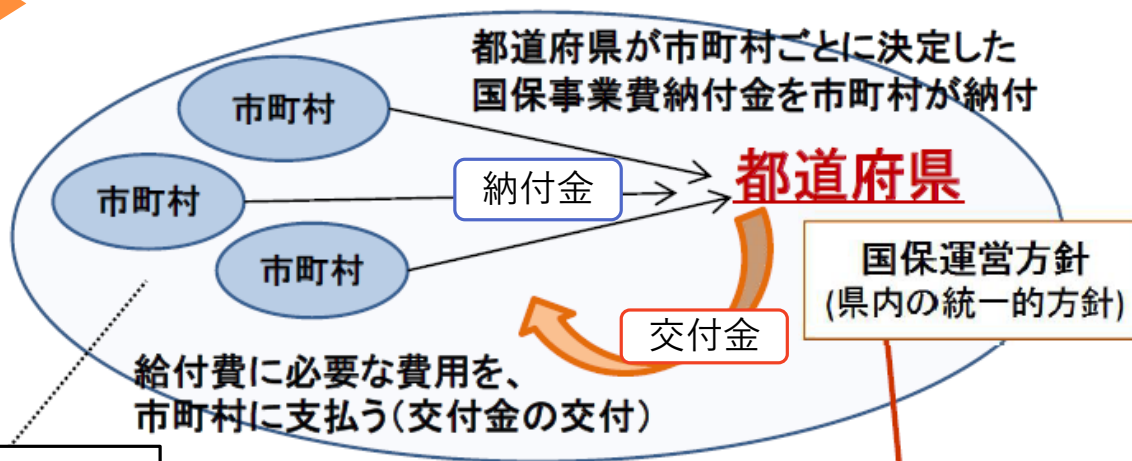
## 【改正前】市町村が個別に運営



国の財政支援拡充  
 3,400億円  
 都道府県単位化

- ・国の財政支援の拡充
- ・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

## 【改正後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



### 市町村の個別課題

#### 【構造的な課題】

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い  
→不安定な財政運営

#### 【事業運営上の課題】

- ・事務処理のばらつき等

### 市町村の役割

- ・資格管理(被保険者証等の発効)
- ・保険料率の決定, 賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの

※保険料率は市町村ごとに決定

※事務の標準化、効率化、広域化を進める

統一の方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、広域化等を促進

- ・財政運営の責任主体
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

※都道府県によっては保険料水準の統一化も見られる。

## 2-2. 国・県の国民健康保険の運営に関する方針

### 1 国「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」

国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることを鑑み、原則、必要な支出を保険料や国庫負担金などでまかなうことにより、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要として、決算補填目的等の法定外の一般会計からの繰入れを計画的に解消することを求めている。

### 2 県「千葉県国民健康保険運営方針」

決算補填目的等の法定外の一般会計からの繰入れについて、計画的な解消・削減を求めている。

## 2-3. 納付金算定から市町村標準保険料率算出までの概要

保険給付費（一般分・医療分）  
県総額：3,912億円

各市町村に配分

(例：令和4年度医療分)

前期 高齢者 交付金	公費等	納付金 算定 基礎額
1,653 億円	1,092 億円	1,167 億円

A市  
納付金

87  
億円

B市  
納付金

1  
億円

C市  
納付金

2  
億円

① 保険給付費から前期高齢者交付金や公費等を控除して納付金算定基礎額を算定。

② ①を所得（応能）や人数（応益）のシェア、医療費水準に応じて各市町村に配分し、各市町村の納付金を算定。

A市

87 億円	+	A市にかかる経費 5 (保健事業など) 億円
	-	A市が受ける費用 19 (保険者支援制度など) 億円
=		A市 73 保険料総額 億円

73  
億円 ÷ A市の  
標準的な 90  
収納率 %

A市  
調整後 81  
保険料総額 億円

81億円

46億円	応能割賦課総額
35億円	応益割賦課総額

〈市町村標準保険料率〉  
 所得割率 = 応能割賦課総額 ÷ 所得総額  
 ( 6.57% ≒ 46億円 ÷ 700億円 )  
 均等割額 = 応益割賦課総額 ÷ 被保険者総額  
 ( 39,000円 ≒ 35億円 ÷ 9万人 )

③ ②に市町村ごとの経費や補助金等を加減算し、保険料総額を算出  
※激変緩和措置を考慮

④ ③に標準的な収納率を割り戻し、調整後保険料総額を算出

⑤ ④を各市町村の所得（応能）や人数（応益）のシェアに応じて分割した上で、それぞれ標準保険料率を算出

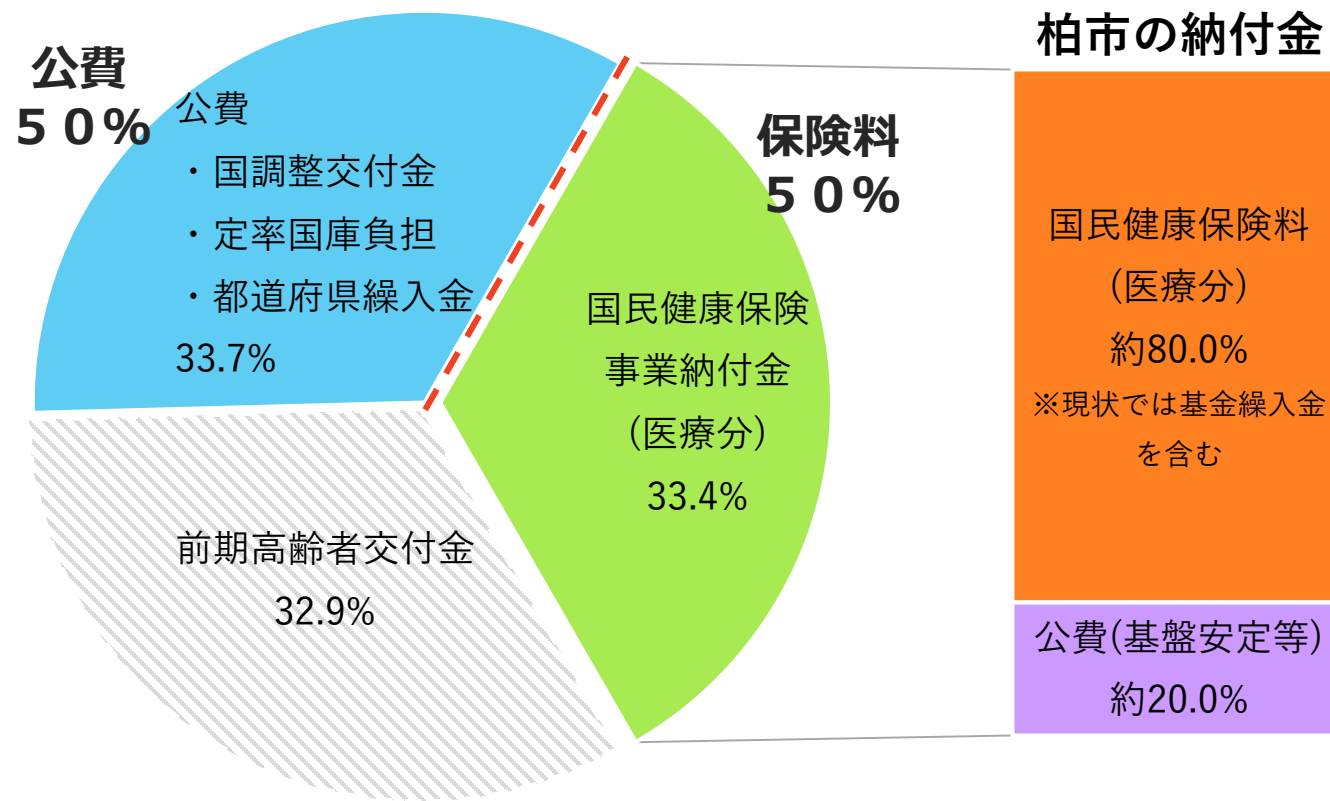
【出典】千葉県健康福祉部保険指導課「国保事業費納付金・標準保険料率算定のイメージ(令和4年度第1回千葉県国民健康保険運営協議会資料3-1)」より

# 3-1. 医療費の財源構成概要

国民健康保険の加入者（被保険者）が医療機関等にかかった際、窓口で支払う自己負担分（3割・2割）を除く医療費を、国民健康保険から給付（給付費）している。

この給付費は、原則として前期高齢者交付金[\*1]を除いた残りについて、国・県からの補助金と国保加入者の保険料で折半し、まかなう仕組みとなっている。 [\*1]前期高齢者(65～74歳)に係る医療費の負担均衡を図るために配分される交付金

平成30年度の広域化以降は千葉県が給付費を見込み、国・県等の補助金を差し引いた「国民健康保険事業費納付金」を柏市に提示し、柏市ではこの「納付金」を県に支払うために必要な額を確保する必要がある。





## 3-2. 後期高齢者医療制度の財源構成概要

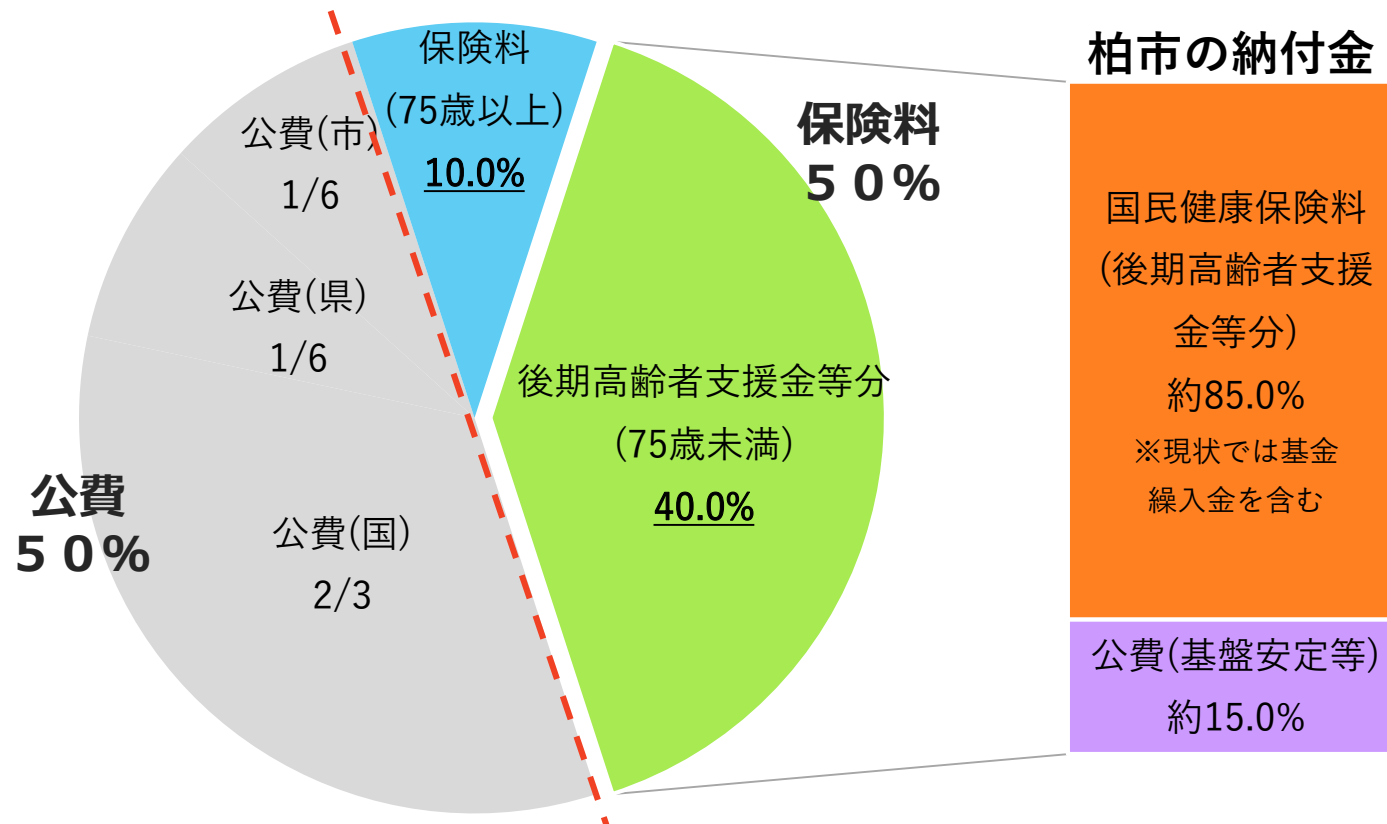
### ■後期高齢者支援金等とは

平成20年度より開始された後期高齢者医療制度の財源構成は、公費と保険料でそれぞれ50%。保険料担分である50%のうち被保険者負担分である10%を除いた40%については、0歳から74歳までの現役世代からの支援金によってまかなわれている。

これにより、各保険者は後期高齢者支援金を納付しなければならず、そのために国民健康保険料でも、「後期高齢者支援金等分」を賦課している。

### ■財源構成

各種公費，後期高齢者支援金，加入者（被保険者）の保険料



# 3-3. 介護保険制度の財源構成概要

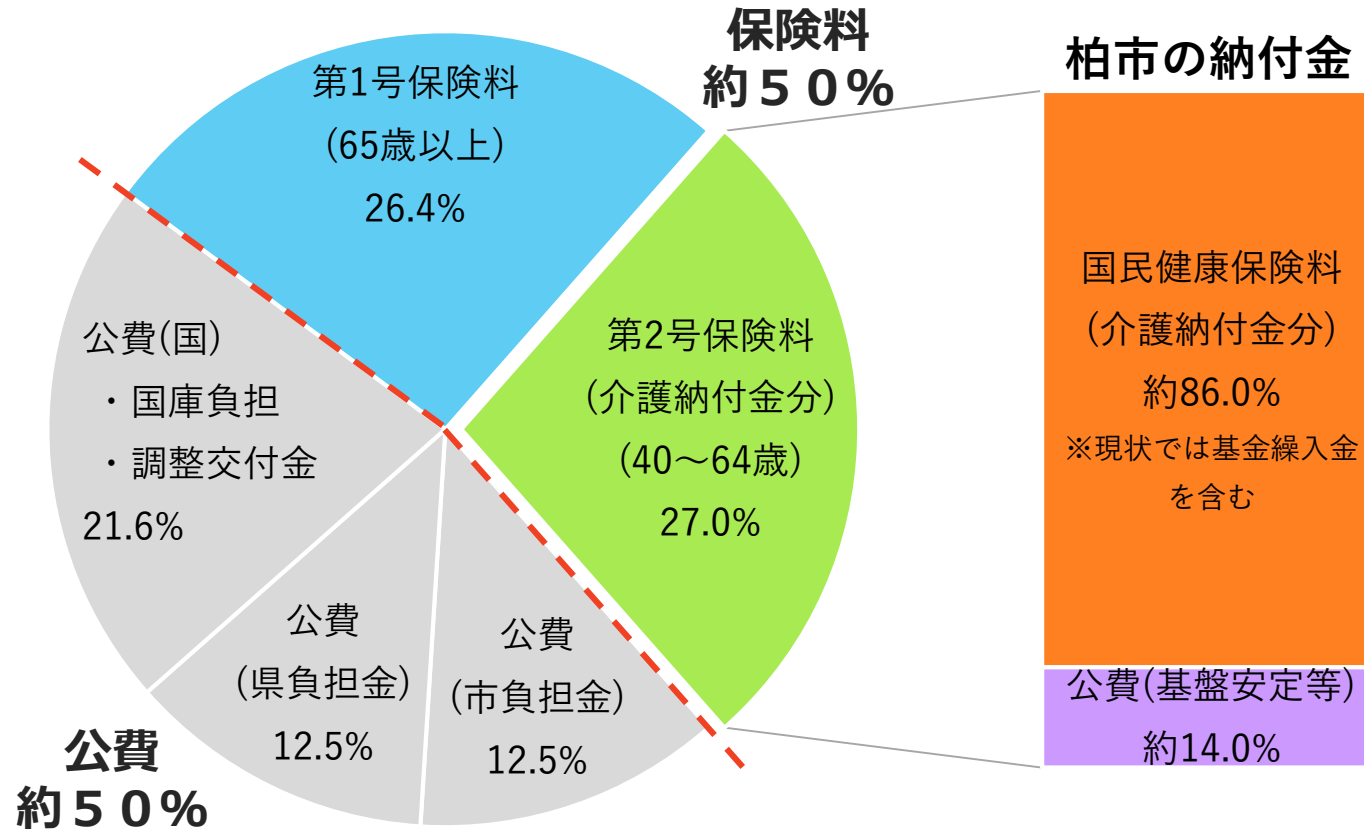
## ■介護納付金分とは

介護保険制度の財源のうち、公費負担を除いた約5割分は被保険者の保険料によってまかなわれている。

このうち、第2号被保険者については、加入している健康保険で保険料を納めることとされており、これにより、各保険者は介護納付金を納付しなければならず、そのために国民健康保険料でも、「介護納付金分」(40歳から64歳までの方のみ)を賦課している。

## ■財源構成

各種公費, 第1号被保険者の保険料, 第2号被保険者の保険料



# 4. 【柏市】 令和5年度国民健康保険特別会計予算

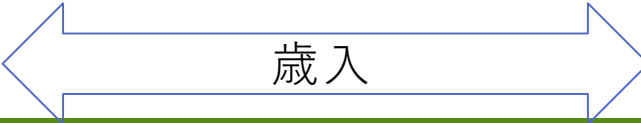
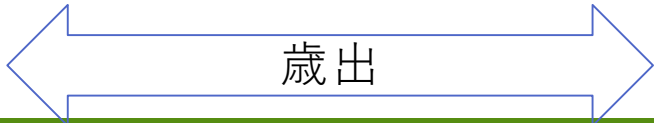
•各市町村が県へ納付  
•各市町村の医療費・所得水準を考慮して県が決定



•保険基盤安定制度  
•出産育児一時金  
•財政安定化支援事業

•特別調整交付金分  
•県繰入金(2号分)  
•保険者努力支援制度分  
•特定健診等負担金  
•健康増進事業費補助金

保険給付費の支払いに必要な額を全額、県が市町村へ交付



# 5. 【柏市】納付金の推移

## ◆納付金

単位（円）

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5
合計		10,724,468,069	10,802,914,640	10,645,968,869	10,911,266,382	11,184,298,328	11,463,924,062
医療分	一般	7,216,117,413	7,248,523,159	7,099,917,829	7,290,556,465	7,391,626,773	7,567,501,473
	退職	20,273,611	2,355,003	29,549,988	15,029,550	1,032,158	2,646,347
支援分	一般	2,587,833,517	2,656,231,245	2,608,661,052	2,654,588,676	2,710,338,443	2,893,847,819
	退職	7,431,584	872,423	1,858,000	1,304,000	556,000	500,000
介護分		892,811,944	894,932,810	905,982,000	949,787,691	1,080,744,954	999,428,423

## ◆納付金（被保険者1人あたりの状況）

単位（人・円）

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	伸び率 (H30~R5)
被保険者数		92,064	88,855	86,984	85,810	82,884	79,663	
医療分（一般）		78,381	81,577	81,623	84,962	89,181	94,994	
	前年比伸び率	—	4.08%	0.06%	4.09%	4.97%	6.52%	
支援分（一般）		28,109	29,894	29,990	30,936	32,700	36,326	5.32%
	前年比伸び率	—	6.35%	0.32%	3.15%	5.70%	11.09%	
介護分		9,698	10,072	10,416	11,068	13,039	12,546	5.51%
	前年比伸び率	—	3.86%	3.41%	6.27%	17.81%	-3.79%	
合計		116,188	121,543	122,029	126,966	134,920	143,866	

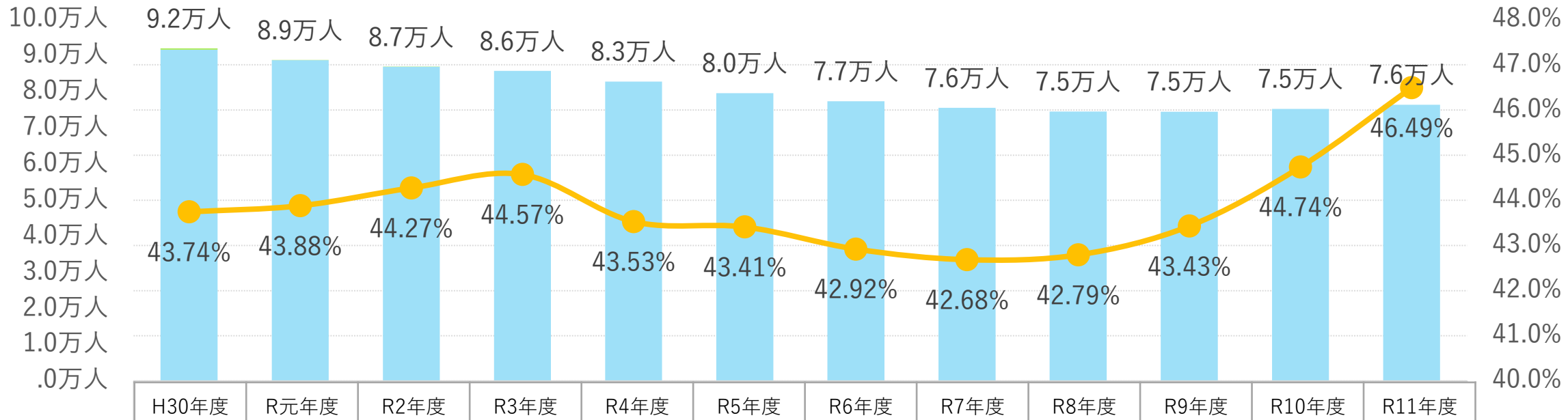
## 6. 【全国】一人当たり医療費の推移（年齢区分別）

年齢区分	H30年	R元年		R2年		R3年	
			対前年伸び率		対前年伸び率		対前年伸び率
0-4歳	193,992円	197,107円	1.61%	164,204円	-16.69%	201,042円	22.43%
5-9歳	99,567円	100,384円	0.82%	86,414円	-13.92%	102,388円	18.49%
10-14歳	81,565円	83,672円	2.58%	77,963円	-6.82%	85,342円	9.46%
15-19歳	68,248円	70,176円	2.82%	71,443円	1.81%	71,577円	0.19%
20-24歳	68,890円	71,482円	3.76%	75,084円	5.04%	72,909円	-2.90%
25-29歳	99,316円	101,470円	2.17%	102,261円	0.78%	103,496円	1.21%
30-34歳	126,980円	132,051円	3.99%	129,300円	-2.08%	134,687円	4.17%
35-49歳	153,080円	157,397円	2.82%	154,253円	-2.00%	160,540円	4.08%
40-44歳	185,705円	192,032円	3.41%	187,928円	-2.14%	195,866円	4.22%
45-49歳	224,689円	233,263円	3.82%	230,354円	-1.25%	237,920円	3.28%
50-54歳	278,604円	285,197円	2.37%	281,207円	-1.40%	290,891円	3.44%
55-59歳	329,333円	343,242円	4.22%	337,690円	-1.62%	350,095円	3.67%
60-64歳	355,635円	367,513円	3.34%	361,660円	-1.59%	374,851円	3.65%
65-69歳	365,606円	376,011円	2.85%	364,677円	-3.01%	383,518円	5.17%
70-74歳	500,787円	506,920円	1.22%	489,432円	-3.45%	517,041円	5.64%
75歳以上(後期高齢)	943,082円	954,369円	1.20%	917,124円	-3.90%	940,628円	2.56%

【出典】 0-74歳：「令和5年度の国民健康保険における標準保険料率について」(千葉県)，75歳以上(後期高齢)：「令和3年度千葉県後期高齢者医療の概況」(広域連合)

# 7-1. 【柏市】被保険者数の推移（推計）

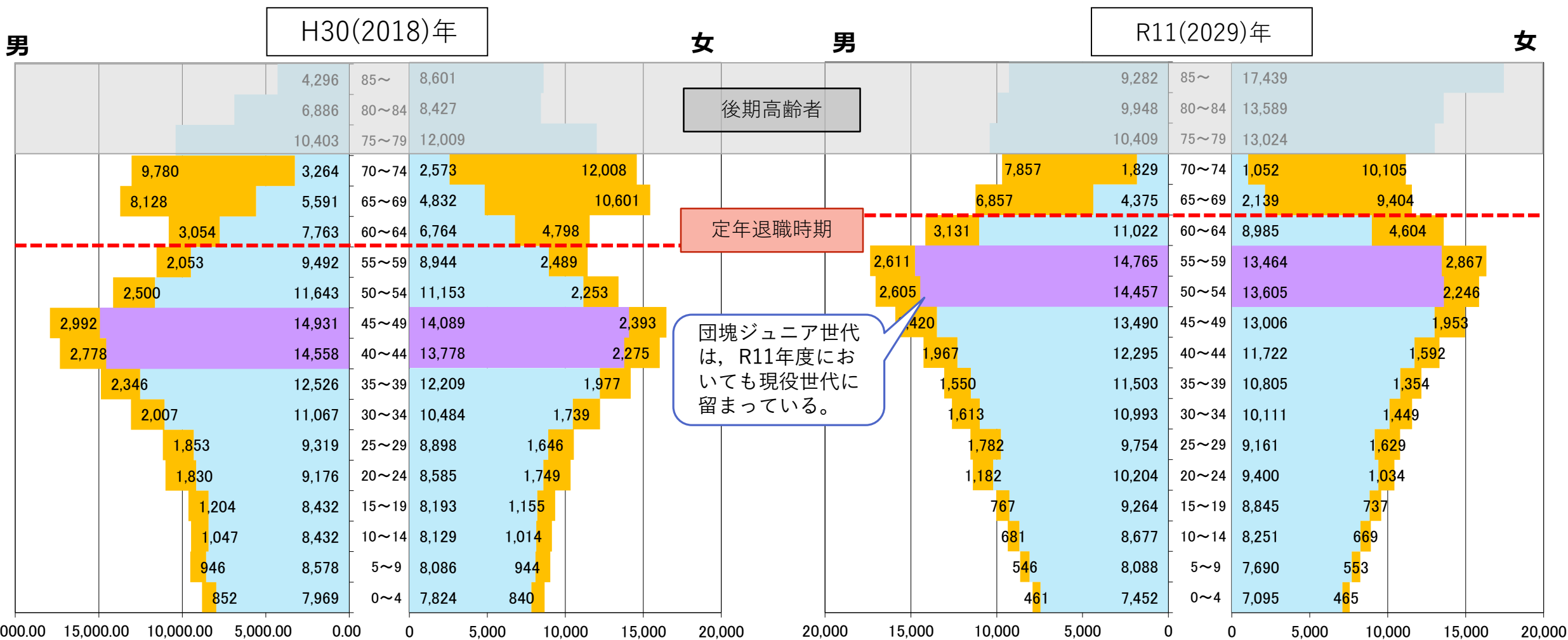
- 被保数は1歳刻みコーホート予測を参照した試算結果を使用した。ただし、定年延長及び社保適用拡大の影響は考慮していない。
- 被保数及び平均年齢は一定の確度で見込んだものであるが、その他については正確な見込みが困難なため、あくまで推計値である。
- 団塊Jrの世代の後期高齢者医療制度への移行、被用者保険の適用拡大など様々な要因により減少傾向にある。
- 退職被保険者は、退職医療制度の廃止により令和3年度に0人となった。※経過措置は令和6年4月に前倒しで廃止予定



	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
【合計】被保険者数	91,682人	88,799人	86,983人	85,810人	82,884人	79,663人	77,418人	75,619人	74,601人	74,552人	75,300人	76,463人
【退職】被保険者数	382人	56人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【一般】被保険者数	92,064人	88,855人	86,984人	85,810人	82,884人	79,663人	77,418人	75,619人	74,601人	74,552人	75,300人	76,463人
前期高齢者割合	43.74%	43.88%	44.27%	44.57%	43.53%	43.41%	42.92%	42.68%	42.79%	43.43%	44.74%	46.49%

# 7-2. 柏市の将来人口と国民健康保険被保険者の構成（推計）

- 令和7(2025)年には団塊の世代が75歳を迎え後期高齢者医療制度へ移行 ⇒ 被保険者数の大幅減
- 65歳定年により団塊.世代の国民健康保険への加入は令和18(2036)年頃 ⇒ 被保険者数は減少が続く



## 8-1. 【柏市】標準保険料の推移

### ・標準保険料

国から示された係数や当該市町村の保健事業費，過年度の保険料収納見込みなどの個別の事情による数値をもとに，県が算定した各市町村の一人当たりの標準的な保険料水準をいう。

⇒納付金を支払う財源は，保険料収入と交付金等。納付金額から交付金等の額を差し引いた額が，保険料収入で賄う額となり，この保険料収入で賄う額を確保するために理論的に算定された一人当たりの必要な保険料額ということになる。

したがって，本市の一人当たり保険料（総賦課額を当該年度の被保数で除したものの）の額が標準保険料の額に満たない場合，納付金を支払うために必要とされる保険料収入額が理論上不足していることとなる。

単位（円）

	H30	R 1	R2	R 3	R 4	R 5
標準保険料	100,561	105,461	108,608	113,572	116,598	128,884
伸び率	—	4.87%	2.98%	4.57%	2.66%	10.54%



## 8-2. 一人当たりの標準保険料との乖離状況

### ■近隣市の状況（R5年度）

- 千葉市は全て3方式，船橋市は全て2方式
- 令和5年度保険料の改定を行ったのは我孫子市（7,500円上げ）と千葉市（3,000円上げ）の2市

自治体名	標準保険料（激減緩和あり）		現状の保険料（R5年度予算ベース）		乖離幅	
		順位		順位	※乖離幅の少ないものを上位とした	順位
柏市	128,884円	5	101,745円	5	27,139円	4
千葉市	124,954円	8	110,570円	2	14,384円	1
市川市	133,326円	2	98,456円	8	34,870円	9
船橋市	129,692円	3	99,834円	7	29,858円	7
松戸市	126,929円	6	102,197円	4	24,732円	3
野田市	123,142円	9	84,771円	10	38,371円	10
流山市	129,232円	4	101,080円	6	28,152円	5
我孫子市	122,510円	10	103,758円	3	18,752円	2
鎌ヶ谷市	125,210円	7	91,876円	9	33,334円	8
浦安市	152,390円	1	122,572円	1	29,818円	6
平均	129,627円	—	101,686円	—	27,941円	—

【出典】千葉県提供「令和5年度各市町村の標準保険料率の状況」より抜粋

# 9. 【柏市】保険料率を据え置いた場合の将来推計

## ■標準保険料について

令和5年度は確定値。令和6年度以降の標準保険料については、①納付金について、平成30年から令和5年度までの医療分・支援分・介護分の伸び率の平均値を用いて令和6年度以降の納付金を推計し、②令和5年度の標準保険料に推計した納付金の伸び率を乗じたうえで、被保数の減少率を除いて算出した。

なお、納付金の医療分についてのみ、医療費の高い年齢層の人数が減少するため、令和8年度以降の伸び率は2.1%と抑えめにみた。

## ■1人当たりの赤字額について

- 令和5年度は実質赤字を被保数で除したものの。
- 令和6年度以降は、標準保険料との乖離(D)から3,402円（令和5年度の一人当たりの標準保険料との乖離額から一人当たりの赤字額を引いた額）を引いたもの。

## ■その他について

- 所得の伸びは正確な見込みが困難なため考慮していない。

	R5予算	R6 (推計)	R7 (推計)	R8 (推計)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)
被保数 (人) (A)	79,663	77,418	75,619	74,601	74,552	75,300	76,463
平均年齢	53.1	53.0	53.0	53.1	53.4	53.9	54.6
標準保険料 (B) 単位(円)	128,884	134,553	140,516	145,057	149,779	154,690	159,799
1人当たり保険料 (C) 単位(円)	101,745	101,745	101,745	101,745	101,745	101,745	101,745
標準保険料との乖離 (D) = (B) - (C)	27,139	32,808	38,771	43,312	48,034	52,945	58,054
1人当たり赤字額 (E) 単位(円)	23,737	29,406	35,369	39,910	44,632	49,543	54,652
実質赤字 (F) = (A) × (E) 単位(千円)	1,890,986	2,276,585	2,674,606	2,977,340	3,327,401	3,730,581	4,178,865
年度当初基金残高 単位(千円)	1,890,985	2,276,585	2,674,606	2,977,340	3,327,401	3,730,581	4,178,865
前年度決算余剰金積立額 単位(千円)	0	0	0	0	0	0	0
一般財源による基金積立額 単位(千円) ※翌年度の実質赤字額と同額	2,276,585	2,674,606	2,977,340	3,327,401	3,730,581	4,178,865	4,714,720

※黄色で反転させている部分（一般財源投入額）の7年合計額は、23,880,098千円（1年平均3,411,443千円）

# 10.まとめ

- ・令和6年度予算時点で、およそ22.8億円の財源不足が生じることが見込まれる。
- ・納付金は引き続き、上昇することが見込まれる。
- ・納付金の上昇に伴い、納付金を賄うために算定された保険料率に基づき算出される標準保険料も上昇することとなる。
- ・単年度での財源不足は、令和11年度まで毎年拡大していく見込みである。
- ・基金が令和5年度末に枯渇する見込みであることから、毎年度、翌年度の赤字見込額を一般会計からの繰入れによって補填する必要が生じる。
- ・法定外の一般会計からの繰入れについては、国・県から計画的な解消・削減を求められている。
- ・国民健康保険特別会計の収支を均衡させるためには、保険料率を見直さざるを得ない。標準保険料との乖離や一人当たりの赤字額を踏まえ、見直しの方向性を決める必要がある。